

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月から平成〇年〇月まで雇用されていたA県B市所在のC会社（以下「本件会社」という。）の依頼を受けて、平成〇年〇月〇日から同社が請け負ったB市〇町の「道路（橋梁）整備事業」（以下「本件事業」という。）の測量作業に従事していた。

請求人によれば、本件事業における測量作業中の平成〇年〇月〇日、道路脇の斜面で測量後、測量機器を運びながら下る途中、足を滑らせて斜面から県道に転落し、頭部及び左足を負傷した（以下「本件負傷」という。）という。

請求人は、頭部等を負傷したのは、業務上の事由によるものとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人は労災保険法上の労働者とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人が労災保険法上の労働者と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件会社から以前提供されたヘルメットを使用したこと、材料及び労働者も本件会社から提供されたことなどを理由に労働者として認められるべき旨主張する。

(2) しかしながら、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のイ及びロに説示するとおり、請求人は本件会社の指揮監督下に労務提供を行っていたとは認め難く、また報酬の労務対償性も希薄であると言わざるを得ないと判断する。

(3) さらに、労働者性の判断を補強する要素について検討するも、請求人が作業に使用した機器は本件会社から提供されたものではなく、請求人自身が所有する高額な機器(取得価格〇万円)であったこと、請求人が本件会社に「測量費」名目で請求書を提出し、それに対して本件会社が報酬を支払っていたこと、本件会社は当該報酬を支払う際、帳簿上外注費として処理し源泉徴収を行っていないことなどを踏まえると、請求人には事業者性が強く認められ、上記(2)と併せ勘案するに、請求人は労災保険法上の労働者であるとは認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人の本件負傷について労災保険法による保険給付の対象とすることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。